

平成30年11月6日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 12:35

【 案 件 】

1. 新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備について
2. 請願第15号 飯塚市弓道場に関する請願

○委員長

ただいまから、経済・体育施設に関する調査特別委員会を開会いたします。

「新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備について」を議題といたします。

本日の進め方ですが、施設ごとに分けて審査を行い、順序としては、筑豊ハイツ、地方卸売市場、新体育館の順で行いたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

まず筑豊ハイツに関して、筑豊ハイツ再整備事業の進捗状況について、執行部に説明を求めます。

○都市施設整備推進室主幹

筑豊ハイツ再整備事業の進捗状況等について、ご説明いたします。

飯塚市内温泉筑豊ハイツ再整備事業につきましては、株式会社ソニックスポーツを代表事業者とするグループと9月11日に基本協定を締結しました。

設計担当の松村一級建築士事務所と設計業務委託を10月10日に契約しまして、現在、設計業務を進めているところでございます。

全体のスケジュールを詰めていく中で、筑豊ハイツ新館を先行して解体する必要があり、筑豊ハイツ新館は平成31年1月10日までの営業とし、その後解体することで、現在、調整しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、「筑豊ハイツ再整備事業の進捗状況等」についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明含め、筑豊ハイツに関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○松延委員

今、進捗状況についてということで説明をいただきました。先日、私もボーリングの調査、地質調査が入っておられましたので、現場に行ってみました。大体8メートルか9メートルくらいのところで地盤の支持ができるだろうというお話を聞いてきましたけれども、まず2点ほど、1つ、今、設計が10月10日での契約ということでございますけれども、まずそういうふうな、基本的な設計に入った段階であろうと思いますので、1つ質問すると同時にお願いをしたいと思っております。あそこはもう御承知のとおり、要するに、国、県がウェルネスパーク構想として、運動、栄養、休養という場所で、今後の少子高齢の社会でいかに健康を保っていくかということで投資をされてきました。二百数十億円かけられました。おかげで、あそこも週末、あるいはいろんなイベントがあつてますので、大勢の人が集まっております。それと同時に、一時期は筑豊ハイツにつきましては、3億円程度の売り上げがあつておりましたけど、今、1億7千万円程度ということで聞いております。1億7千万円程度の売り上げというものがほとんどこの地域のいろんな、例えば老人会とか、行政とか、自治会、そして婦人会とか、そういう人たちの団体の方が使っておられる。まして、ここには温泉があるということで、1万7千人の方が年間に入浴されているということで聞いております。そういう方たち

の、せっかくここまで独立採算で、今の勤労者福祉協会がやってきたと思うんですけども、それだけの運営につきましては、民間から見ればどうかなというふうな首をかしげられるということで、今回1業者であったというのは、それはわかりますけれども、そういう人たちの、地域の健康づくりに非常に役立っておると。社会参加にも役立っているということを考えて、設計が契約されたということでございますけれども、行政の執行部として、そこら辺のところの今後の合宿を主とした施設ということは打ち出されましたけれども、そういうふうなことで今後の、何と言いますかね、方向外じゃないですけども、そういうような施設も含めた上での運営をしていただけるのかなという思いで質問させていただいております。

あと一つは、今言われましたように、筑豊ハイツ庄内温泉と、温泉ということで温泉マークが地図についておりますけれども、この温泉、今、冷泉でございますけれども成分で定義によりまして温泉ということで定義づけされておりますけれども、通常、大体この近所で日王の湯とかいろいろありますけれども、大体1千メートル近く掘れば温泉が出るようでございます。そこには、大体、1メートル単位で10万円程度かかりますので、1千メートル掘るということは1億円ぐらいかかります。今回の十四、五億円の予算のうちの8%ぐらい占めるんですけども、そういうふうなことで一つ、ランニングコスト等を考えれば、この際、それだけの投資されるのであれば、温泉の掘削もいいんじゃないかというふうに思っておりますが、その2点について、答えられる範囲内でよろしゅうございますので、一つよろしく願いいたします。

○都市施設整備推進室主幹

再整備の事業につきましては、設計者だけではなく、維持管理、運営をする事業者も含めて協議をさせていただいております。その中でまず、市としては合宿主体ということで、委員から言われましたとおり打ち出しておりますけれども、レストラン、それから多目的ホールを1つの部屋として提案をされております。その中で、維持管理運営会社のほうからは宴会という言い方がよいかどうかはわかりませんが、そういった対応もしていきたいということでお言葉をいただいております。もう1点、入浴、温泉につきましては、従前にもこの委員会で報告させていただいておりますが、現在の温泉を活用できることでの推奨項目としておりますけれども、提案の中では温泉の活用というのはコテージのほうで使うという程度になっております。市のほうとしましては一般の、現在の温泉を活用しまして、一般利用ができないでしょうかということ申し出をしているところでございますが、現状、検討はしますが非常に厳しいという回答をいただいております。

○松延委員

今、厳しいという回答をいただいておりますということですが、ただ、今の筑豊ハイツの数値的なものだけを見て、中身をわかっていらっしゃるのかと私も疑問に思うんですよ。それで、はっきり言って、要するに今から先の、2点目の要望の温泉の件ですけども、1億円かけたとします。ランニングコストは要するに、水道光熱費は減るわけですよ。ちょっとそこところは執行部に対して、そここのところの投資をすれば、私は、運営するほうとしては乗ってくるんじゃないかなという、一つ気持ちがあります。そういうことで、十四、五億円も投資する以上は、やっぱりこの地域の人に喜んでいただける、また効果が出ることは私は先決でなからうかと思っておりますので、ちょっとそここのところ、いま一度、業者との設計の段階で検討する余地があるというふうな、先ほどの答弁でありましたので、売り上げとして1億7千万円程度に下がっておりますけれども、八、九割がもうそういうふうな売り上げ、主力でありますので、いま一度、執行部もそここのところを頭に入れて、設計業者、運営される方と協議をしていただくように。この点はもう要望にしております。よろしく願いいたします。

○委員長

執行部のほうはそれでよろしいですか。

○都市施設整備推進室長

質問委員言われますように、筑豊ハイツにおいては大浴場が大きな目玉の事業という、集客力があるということは十分認識しているところでございます。しかしながら、この計画の中では大浴場を整備することになりますと、イニシャルコスト、それからランニングコストがかなり厳しいと、経営上圧迫するという状況の分析を運営会社は判断しているところでございます。今後、観光施設につきましては、リノベーションという視点もございまして、このままこれが20年後も経営ができるような形で、その中で経営状態が安定するのであれば、浴場のことも検討の課題にすべきではないかというところで判断しているところでございますが、現状の部分ではかなり厳しいという判断をしているところでございます。

○松延委員

わかりました。それであと、筑豊ハイツは従前からの地元とのいろいろな排水の関係等、地理的にいろいろトラブルと言っては失礼ですけども、そういうふうなことであそこに行かれた支配人が、今までどの支配人も苦勞されてきております。地元との何か協議というものは、例えば筑豊ハイツは今後こういうふうになりますとか、何かそういうところでの説明会というのは何かされましたか。ちょっとそれだけさせてください。

○都市施設整備推進室主幹

環境保全の観点からいきますと、2つの団体がございまして、仁保生産組合と仁保生産森林組合という組織がございまして、この2つの団体の組合長にお話をさせていただいております。現在、設計を進めているところですけれども、整備に当たりましては浄化槽を設置してため池に放流する形になりますので、その計画ができましたら、仁保生産組合、仁保生産森林組合の方々にお集まりいただき、説明会を開催するようにしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○平山委員

再度聞きなおしますけど、平成31年1月10日で今の筑豊ハイツ、レストランも温泉もやめるんですか。違うんですか。そこのところ説明をゆっくりしてください。

○都市施設整備推進室主幹

説明不足で申しわけございません。筑豊ハイツは大きく分けまして、建物としては本館と新館がございまして、新館というのは奥のほうに立地している建物になりまして、1階が中ホールとそれから和室、2階が多目的ホールという部屋がありますけれども、その建物を1月10日までの営業とします。本館のほうでは引き続き、宿泊、レストラン、宴会、温泉が活用できるようになっております。

○平山委員

今の説明でよくわかりました。今、筑豊ハイツの年間の売り上げが1億7千万円ぐらいある中で、レストランの事業が一番の収入源と思うんですよ。それはやっぱり建ち上がるまで、最後まで残して、あそこであっている事業が本当に地域とか中学校の同窓会、四十九日とか、本当に地域に根ざした会食がっておりますので、最後まで残すことをよろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

先ほど基本協定を結んだというお話ございました。ぜひその基本協定について資料として提出していただきたく、委員長においてお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は提出できますか。

○都市施設整備推進室主幹

はい、提出できます。申しわけございませんが、少しお時間をいただきたく存じます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま、江口委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料提出を求めます。暫時休憩します。

休 憩 10 : 17

再 開 10 : 17

委員会を再開いたします。ほかに質疑ございませんか。

○川上委員

日本共産党の川上です。筑豊ハイツについて、前回の特別委員会では、私、1つは筑豊ハイツの現在の財産の一つである温泉の活用について意見を述べました。そこで、今、同僚議員の質問に対し答弁がありましたけれども、ここでお聞きしたいのは、これまで市民に親しまれてきた温泉、公衆浴場をなぜ廃止するのかということなんです。その理由をお尋ねします。

○都市施設整備推進室主幹

現在の筑豊ハイツにつきましては、温泉が確かにございます。これにつきましては、市としても、できれば活用したいということで推奨項目に挙げさせていただいておりますけれども、実際に沸かさなきゃいけないというようなところでの収支の問題等がございまして、再整備事業者からの提案では、温泉の一般事業の提案がなされていない状況でございまして、また、これを現在のところ受け入れるというところでしております。

○川上委員

そうすると、市の基本的なスタンスは、これほど親しまれており、これまでずっと公的に支えてきたものについて、民間に推奨はするけれども、義務づけもせずに、民間任せにしたと。ただそれだけのことですか。

○都市施設整備推進室長

筑豊ハイツは勤労者福祉施設といたしまして、雇用促進事業法に基づきまして整備されたものでございます。しかしながら、高度経済成長期におきまして労働者の保養施設というところで位置づけられたところがございますが、この一定の役割が終わったというところで2005年、平成17年度までに全ての施設が譲渡または廃止されたところがございます。しかしながら、その精神を引き続きながら、施設の運営を行っていったところがございます。今後、新たな筑豊ハイツの整備というところでは、今後の庄内地区、もしくは飯塚市の観光施設、またスポーツの振興のコンセプトのもとで整備が必要であろうというところで計画しているところがございます。決して浴室、浴場をないがしろにしたものではございません。その点をご理解していただきたいというふうに思っているところでございます。

○川上委員

よくわかりませんね。まず高度経済成長とか言われたんだけど、何の関係もないでしょう。使命は終わったと。終わったんだったら、もう施設なくなってるはずでしょう。使命が新たに発展して今日まで公的に支えてきたわけでしょう。だからこれは、施設全体もそうですけど、この温泉そのものも既に市民の共有財産だと思うんですよ。守り続けてきたわけです。市民の共有財産を今後生かすかどうかについて、市は民間に任せてしまってね、できれば使ってくださいと、できれば使いましょうっていうのでグループのコテージの半露天風呂みたいなことにしか使わない。一般の市民がお風呂に入りたいというのはもうできなくなるわけでしょう。そういうふうに今なろうとしているのは、市が市民の共有財産をどうするかについてね、民間の判断に投げ出してしまったということではないのかっていうこと聞いたんですよ。

○都市施設整備推進室長

筑豊ハイツの施設につきましては、確かに温泉施設もございます。その後の経過といたしましては、国際車いすテニス大会、これは国際的に認知される施設というところで知名度も上がったところもございます。また、2020年にはオリンピック、パラリンピックが開催される。南アフリカ共和国のキャンプ地とするところの位置づけで考えておりますので、全体的な整備計画といたしましては、今後の筑豊ハイツのあり方というところで、温泉施設が本来推奨でございますけれども、残念ながら大浴場ないしは完全な浴室ができなかったということは、否めないところでございますけれども、今後、発展性のある施設として期待をしているところでございます。

○川上委員

はっきり認めたらどうですか。市民に親しまれてきた温泉の浴場をね、営々と公的資金を投入して守り続けてきたのをね、今回どうするかについて民間任せにしたと。そのことをはっきり認めたらどうですか。

○都市施設整備推進室長

先ほどの答弁と重複いたしますけれども、観光施設というところで採算性の分が重要な部分になります。観光施設としてのリノベーションというところで、今後、安定的な経営ができれば浴室、浴場の設置も、全く否定できるものではございませんので、その点をご理解していただきたいと思っております。

○川上委員

そういうごまかしみたいなこと言ったらだめですよ。今、温泉を楽しみにしている人が、筑豊ハイツに来たら入れるんですか、大きいお風呂に。入れなくなるんでしょう。これは廃止じゃないですか。市民の憩いの温泉浴場、廃止っていうことでしょう、本質は。この点について言えば。しかも、民間がやらないからというふうに民間に責任押しつけてるけど、市はそれでもいいというふうに言ってるんだから。市が、筑豊ハイツの豊かな緑のところにある、スポーツ施設に囲まれたところにある市民のための温泉浴場、共有財産を廃止したという、このこと認めないですか。

○都市施設整備推進室長

今回の整備につきましては、時間のない中で最大限の知恵を絞って整備等を検討したところでございます。先ほどと同じ答弁になりますけれども、温泉大浴場につきましては推奨事項として、本市としては考えていたところでございますが、結果として、温泉、大浴場は整備はかなり難しいという判断に至ったところでございます。

○川上委員

あなた方は既に2者以上のところと事前協議をした上で、今回のプロポーザルを求めたわけでしょう。だから、推奨というのはその打ち合わせ済みの中身じゃないですか。だから、推奨してたから自分たちは廃止というふうに考えたわけじゃないというのはね、自分たちの廃止の意思を民間に最終的にさせるという事前協議があったんだから。あなた方の判断で最終的にそれ認めたわけでしょう、その提案を。だから、あなた方が今の市民が親しんでいる温泉の浴場を廃止したということをね、認めないですか。いつの間にか廃止になったというふうになるんですか、これは。市の方針で廃止するんでしょう。違うんですか。

○都市施設整備推進室長

市民の皆様には開放された大浴場、大浴室ではございませんけれども、温泉施設としてはコテージのほうに温泉施設を設けるようにいたしておりますので、その点をご理解していただきたいと思っております。

○川上委員

業者とは事前協議をしました。そして、このような形に落としてきました。じゃあね、ずっ

と楽しみにしてきている利用者の意見をどのように聞きましたか。

○都市施設整備推進室主幹

まず、ソニックススポーツグループとは、事前協議というのではありません。あと、温泉に関してということで、市民の方々にお話を伺ったこともございません。

○川上委員

じゃあ、温泉の浴場、市民が自由に入れるものを廃止するのにね、これだけの利用者があるのにね、廃止するのに1人の利用者とも話してないんですか。

○都市施設整備推進室主幹

1人の利用者ともということではございませんが、我々筑豊ハイツに行きました折に、利用されてる方にお話は伺いました。その中では、やはり温泉が引き続きあればいいというお言葉はいただいております。

○川上委員

それでも廃止をしたということなんですね。利用者の声を聞かない。立ち寄ったときに利用してるんだから継続してもらいたいって言うでしょう。そういう市民の、今現に利用している人たちの声も聞かないでね、業者には推奨しますよと、推奨どおりのことを今度したんでしょう。温泉の利用なんでしょう。そのとおりしてるじゃないですか。だから、あなた方は今、温泉浴場を利用している市民の声を聞かずに、市の判断でそれを廃止しようとしているという現実に関、直面してるんですよ。これはね、今からこの市民の共有財産を活用する方向で考え直すっていうふうにはできないのですか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:30

再 開 10:31

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室長

温泉のご質問でございますけれども、限られた予算の中で、今回整備計画を立てているところでございます。先ほどの答弁と重複いたしますが、インシャルコストがかなりかかると。それから、ランニングコストもかなり赤字の状態、経営を足を引っ張るという状況でございます。運業者のシミュレーションによれば、自主運営事業で公益の事業をカバーするところで何とか黒字を保てるという状況でございますので、その点をご理解していただきたいと思っております。

○川上委員

これだけ市民に定着して親しまれているものをね、一方的に廃止してご理解くださいというのはあり得ないと思う。市民の意見を今からでも聞くということにはできないですか。

○都市施設整備推進室長

去る9月14日に庄内地区の自治会長会のほうに赴きまして、整備計画の説明をさせていただいているところでございます。その中の質問といたしましては、いわゆる宴会というものが引き続きできればいいなというお話はございましたけれども、温泉につきましては、一定のご理解といたしますか、説明をさせていただいたところでございます。

○川上委員

聞く相手がね、もともとの庄内の自治会長の皆さんから聞くっていうのは当然だと思います。しかし、現実にお風呂に、温泉に入りに来ている人たちわかるでしょう。今の答弁はね、自治会長会で質問があつて答弁してやりとりしたからね、直接の利用者からはもう聞く必要がないっていう趣旨に聞こえますよ。もう聞かないんですか。

○都市施設整備推進室長

大浴場の利用者の皆様につきましては、本市といたしましては、十分な説明を差し上げたいというふうに思っております。

○川上委員

いつ十分な説明をするんですか。

○都市施設整備推進室長

ただいま基本計画を策定中でございます。今後のスケジュール等、それから整備計画の内容等のタイミングをはかりまして、利用者の方には十分説明をしたいというふうに思っております。

○川上委員

あのね、私さっきから言ってるでしょう。廃止することについてね、今後どうしたらよいかについて市民から意見を聞くって言ってるじゃないですか。聞くのかとさっきから聞いている。いや、自治会長会ではやりとりがありました。それ聞かないという意味かって言うと、今度は十分な説明をすると言ってきましたね。聞くのかと聞いているのに、聞くべきではないかという意味ですよ、のに対してあなた2度答弁に立ったけど、利用者の声を聞くと言わないでしょう。そういうやり方で、筑豊ハイツの整備をやったという事実を残していくのか。利用者になぜ聞かないのかと。さっきは聞くのかと聞きましたけど、聞かないと2回も答弁してるわけだから、なぜ聞かないのかっていうこの質問に答えてください。

○都市施設整備推進室長

先ほどの答弁と重複いたしますが、この大浴場の整備に関しましては、採算性の問題、いろいろなイニシャルコストの問題等がございますのでかなり厳しいという認識で現在思っているところでございます。その点を踏まえまして、利用者の方には十分な説明をしたいというふうに思っております。

○川上委員

あなた3度立って3度も利用者の声を聞かないという答弁しましたね。説明したいというけど、意見を聞いたらどうかって言ってるんですよ。意見聞かないんですか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10：36

再 開 10：37

委員会を再開いたします。

○行政経営部長

先ほど室長が答弁しましたけども、このハイツ、いろいろ今まで協議した中で、やっと緒につき始めたところでございますけども、当初予定したよりもかなりの金額、大きい金額を投資する形で継続する形になってまいりますけれども、今、何度も言っておりますように、お風呂につきましては、そのランニングコストが非常にかかるというのは、今現在もそうです。今、かなり老朽化して、改修費も年々かなりの投資をしてきております。これを今現在、指定管理者については、指定管理費を払わない、委託費を払わないということでの独立採算で今やっております。今後とも、そういう形で進めていきたいというコンセプトの中で、この基本協定等も結んでおります。そういうことからして、このお風呂については、新たに大きな大浴場をつくって運営していくというのは非常に難しいというふうな判断をした中で、市としては考えております。それと、先ほどありますけども、大浴場は難しいにしても、今のこのグランピングのほうで半露天風呂を、今の温泉をできるだけ使ってほしいということも伝えておりますので、そういった形で変えていきたいと、この中でやっていきたいというふうに思っております。

○川上委員

あなたが私の、利用している市民の声を聞くべきではないかと、聞かないのかっていう問い

に対する4回目の答弁ですよ。聞かないということはずっと答弁してるんですね。姿勢がわからない。もともと筑豊ハイツは赤字だったですか。黒字じゃないですか。わずかな黒字だけど、そこに温泉に行けて楽しんでた人たちが数多くおられるわけでしょう。その人たちには何も聞かないで廃止しますよと。そして、14億円も15億円もかけてね、自分たちの税金も含めて、民間資金もあるけど。14億円も15億円もかけるのにね、今まで親しんできた施設はないと。おかしい。利用者からすればね。当然の聲が上がると思います。しかし、それを受けとめるのがあなた方の仕事じゃないんですか。豊かな自然、食事、温泉、あなた方が観光云々と言うならね、市民の余暇、癒やしの空間というのであればね、この3つは欠くことができないですよ。そういう条件があるんだから。

そこでね、あなた方がどれだけ温泉利用者の、筑豊ハイツ利用者の願いからかけ離れているかというのはもう既に明らかになりましたので、それではね、今言った自然と食事と温泉というのがあるんだけど、もう一つ安全でなければならぬでしょう。それで、西日本豪雨による災害発生について8月9日の特別委員会でも質問しております。201号から入る、あそこで崩れたでしょう。それで、同様の地盤があつて、筑豊ハイツの地盤に共通の脆弱さがあるのかなのか調べる必要があるという提起をしたんだけど、行政経営部長、倉智さんが、都市建設部サイドとも協議、検討してまいりたいというふうに考えておりますという答弁されました。3カ月がたってますけど、その後どういう協議してますか。

○都市建設部長

現在、地質調査の業務を実施しているところでございますが、その結果の報告はまだ私のほうには上がってきておりません。その結果を見てという判断にもなると思っております。今回の筑豊ハイツ入り口の災害につきましては、国土交通省のほうからの報告によりますと、周辺の排水がそこに集中していたため、道路ののり面が崩壊したというのが大きな原因となったという報告も聞いておりますので、そういった面も含めて、今後、地質調査については慎重な検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○川上委員

調査はもう始まったんですか。

○都市建設部長

今現在、委託業務を発注しております。ボーリングも現地のほうで一部始まったというふうな報告も受けておりますが、結果の報告はまだ上がっておりませんので、報告を見た中で、今後慎重に検討していきたいと考えています。

○川上委員

結果はいつ出るんですか。

○都市建設部長

結果につきましては、まだ報告はいついつということもまだ上がっておりませんので、業者のほうと早急な協議をして、いつ報告が上がってくるのかも含めて、今後、検討してまいりたいと考えております。

○川上委員

変なことを答弁しますね。いつ発注したんですか。

○都市建設部長

大変申しわけございません。手元に資料がございませんので早急に調べたいと思います。

○川上委員

この地盤調査はいつまでにやるようにというふうに言わない無期限の仕事を発注したんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:44

再開 10:56

委員会を再開いたします。

○都市建設部長

失礼しました。今、ご指摘のあっております地質調査に関しましてでございますけれども、今回災害がありました箇所につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、周辺の排水がその場所に集中していて、のり面を洗掘したというところが大きな要因だというふうに判断をしております。筑豊ハイツの入り口からのアプローチののり面につきましては、そういった排水が集中をしていないということと、基準にのり面の形成がなされてるということも踏まえまして、現段階では、我々としては調査する必要はないというふうに判断をしております。

○川上委員

8月9日の特別委員会では、繰り返しになりますが、行政経営部長が、「都市建設部サイドとも協議、検討してまいりたい。」という答弁だったんですよ。今は、調査の必要ないということなだけけど、これは行政経営部長と都市建設部長の協議の結果の答弁が今行われたんですか。

○行政経営部長

そういう協議の結果ということで答えたということで、都市建設部長答弁しております。

○川上委員

いつ協議したんですか。

○行政経営部長

前回の特別委員会終了後すぐということですよ。

○川上委員

都市建設部はね、8月9日のときにもやりとりしたんだけど、建物の、建築構造物の敷地の地盤調査はしますというふうに言ってたんですよ。先ほどの話を聞いてるとね、発注時期もわからない、成果品はいつまでに出してくれとかいうこともないわけですね。わからないんだから、答弁しないんだから。でも、それは全然、行政経営部長が考えていることと全く違うことだったんですよ。建物の敷地のことを言ってるわけじゃないんだから。アクセスを含む周辺の道路、土地のことを言ってるわけですから。今になって、協議をしましたというのはよくわからないけど、直後に、8月9日の特別委員会の後にしたというのはね、何をしたのかよくわからないけど、いずれにしてもあなた方の統一的な見解ということで、調査の必要なしという答弁が都市建設部長からされたんですよ。副市長、本当にそれでいいんですかね。こういう14億円も15億円もかけるような施設をつくろうというときに、アクセスのどの元で今回のような豪雨災害が起きて、地盤に共通の脆弱さはないか確認したらどうかって言うんだけど、調査しないって言うんですよ。どういう神経でしょうかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:00

再開 11:01

委員会を再開いたします。部長、もうちょっと噛み砕いて丁寧に説明をしてください、手順を踏んで。

○都市建設部長

この災害箇所と筑豊ハイツの進入路との関係につきましては、今回、国土交通省のほうで災害箇所のボーリング調査を行っております。その結果、地盤状況については問題はないというふうな回答を受けております。先ほども申し上げましたように、今回の災害の要因としまして

は、道路排水の集中していたことが原因だったということもございまして、そういった部分については、今回の復旧工事の中でしっかり是正をしていくということで、崩壊の要因についてはこれでなくなるというふうな報告も受けておりますし、我々としてもそういった報告を受けた中で、そういう判断をいたしておりますので、ハイツの進入路に関しましての土質調査に関しましてはする必要がないというふうに判断をしております。

○川上委員

国道201号について、災害が起きたところについて、国土交通省がきちんとしたから、それからつながってくるアクセス道路ところも含めてね、ため池の堤体ですよ、あれ。何も調査しなくてもいいというふうに今言い切ったんだけど、土質調査とか特に私は言ってないですよ。それも含まれるでしょうけど。調査をせんでもいいということやったら、それは安全宣言をしたということになるんですか。

○都市建設部長

安全宣言という言い方が適当なのかどうかわかりませんが、私どもとしましては、これまでの大きな豪雨災害に関しまして、そういった災害がその場所で起きてないということも踏まえて、また、排水状況も現地を確認しております。そういった要因もないというふうな確信を持っておりますので、豪雨に関しての大きな災害は発生しないというふうに判断をしております。

○川上委員

豊かな緑、自然とそれから食事、それから心身の健康にとって不可欠なスポーツの施設、それと先ほど言いました温泉、活用するというのは非常に大事だと思うんだけど、根底に安全、災害を起こさないという角度の視点が、市民の意見交換とともに貫かれなければならないんだけど、それが、施設については民間任せと。周りの安全確保についても机上の理屈立てを述べて、実際に調査もしないで安全だろうというふうに進めようとする市の姿勢の中に重大な問題があると。公的責任の放棄があると思います。これを指摘して、この質問は終わります。

○委員長

引き続き、質疑を許します。お手元のほうに基本協定書を皆さんにお配りしておりますので、それからよろしくお願ひします。

○江口委員

基本協定書をいただいたんですが、思っていたよりもかなり薄いのかなと思ってはいるんですが、有効期間、ここには第17条で協定の有効期間とあるんですが、別紙に定めるとあります。別紙に関しては、開業までの役割と開業後の役割としかございません。改めて確認のためお聞きしますが、協定期間というのはどのようになりますか。

○都市施設整備推進室主幹

協定の期間につきましては、別紙でつけさせていただいております各役割が終了する日ということになりますので、設計と工事監理業務で行きますと、まず設計業務の分、それから工事監理の分、施工についても契約から後、工事を竣工して市に引き渡すまで。それから、施設の開業後の運営につきましては、完了後、維持管理が始まることから20年にしておりますので、実際にその協定を結ぶ段階で年限を決めることとなります。

○江口委員

20年をやっただけかどうかにして幾つか懸念を、もしものときがあっては困るので、その懸念についてお話ししてきたところであります。そこに関しては、この基本協定ではどのような歯どめがなされているというのかご案内ください。

○都市施設整備推進室主幹

この事業はDBOということで、グループで提案していただいておりますけれども、契約についてはそれぞれの業務に分かれます。ですので、その業務ごとの通常の公共の発注ごとにより

スクといえますか、分担をしていただくということになります。

○江口委員

再三お話をしたのは、要は20年という長期にわたる契約をお願いする形になるんですが、その20年を経ずして運営が頓挫した場合にどうなるのかというところでありまして。その場合にどのようになるのか。こちらに関しては、市としてのリスクマネジメントが必要でありまして、そのリスクに対してはどのようにリスク低減の手段がとられているのかご案内ください。どこにどう書いてあってというのをご案内ください。

○都市施設整備推進室主幹

ご指摘の部分が維持管理運営に関する業務のことかと思いますが、基本協定書の2ページ、第7条の第2項において、施設の維持管理運営業務を行わせることができるという第2項から第3項にかけまして、前項に関する協定書、仕様書、管理区分、リスク分担及び公への施設使用料等については別途書面をもって協議するものとするということで整理させていただいております。

○江口委員

この第7条だけでは、市としてその不測の事態に対応できるのかというのは非常に疑問であります。その辺りについて、内部ではどのような協議をなされたのでしょうか。

○都市施設整備推進室主幹

維持管理運営業務につきましては、指定管理を想定しております。この指定管理の協定を結ぶ中で、委員ご指摘の部分につきましては記載をするということで考えております。

○江口委員

いろんな形で民間をお願いすることは、行政がやる部分を民間をお願いすることがあるわけですが、その際にリスクを少しでも減らすために幾つかの手段をとることがあります。例えば、何らかの補償金みたいなものを取るとか、いろんな形があるかと思うんですが、そういった具体的なことに関しては、現在、協議というか、取り決めは何らなされていないということでしょうか。

○都市施設整備推進室主幹

通常指定管理の考え方をもって現在調整をしているところですが、指定管理に当たりまして、すみません、委員が今おっしゃった言葉がちょっと出てきませんが、保険料みたいに事前でお金をお預かりするとかいうような協議はしていないところです。

○江口委員

ぜひ考えていただきたいのは、通常指定管理とこのケースは違うわけでありまして。DBO、言われたように先方さんが市の提案した中でやりたいように、その中で自分たちのビジネスの知見とかを生かしながらやれるように設計、施工もあわせてやるわけですね。ある意味、その運営会社にあわせた仕様になるわけです。市として、もともとこういうものが必要だからとして建てたものを指定管理で出す場合と全く違います。そういったことを考えると、そういった部分のリスク管理が当然のことながらされるべきであると思っています。これについてまだまだ心配に思うところなんです、その辺りについて、今後しっかりやっていただきたい、そうでないとこの事業について議会としてどの段階で了承するってなるのか、そのタイミングが幾つかあるかと思いますが、その点において心配が残るのではないかなということだけ述べておきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ほかに質疑がありませんので、次に、地方卸売市場に関して、「新地方卸売市場建設工事設計業務の進捗状況等」について、執行部の説明を求めます。

○都市施設整備推進室主幹

新地方卸売市場建設工事設計業務の進捗状況等について、ご説明いたします。

附属機関であります「飯塚市新地方卸売市場建設設計者選定委員会」において特定されました株式会社東畑建築事務所九州事務所と「飯塚市新地方卸売市場建設工事基本設計等業務委託」を9月11日に契約いたしました。

株式会社東畑建築事務所九州事務所と市場関係者との顔合わせは済ませておまして、技術提案書の概要版を提示しております。

現在、市場関係者の意見を踏まえて、設計を進めているところでございまして、あわせまして、移転先であります庄内工業団地グラウンドの地盤調査業務委託の発注を予定しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、「新地方卸売市場建設工事設計業務の進捗状況等」についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたが、質疑がございましたら。

○川上委員

卸売市場については、前回特別委員会で、現在、庄内工業団地でサッカー、ソフトボールが行われておって、特にサッカーについては小学生が多いということでした。目尾のグラウンドを使ったとしても不足するということでしたが、その手当てをどうするのか協議をするということでした。どこと協議をするかは言われませんでしたけど、サッカー協会、あるいは市役所内部の協議があったらと思うんですけど、その辺はどうなっておるかお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

サッカー協会とは定期的に協議を行っております。代替となる場所につきましても、その中で検討はしておりますけども、まだ、ここというところで決まってはいない状況です。候補といたしましては、学校の跡地を中心に今検討を行っているところです。

○川上委員

その検討というのは、サッカー協会関係者と合意を形成という段階の検討という意味ですか。

○健幸・スポーツ課長

サッカー協会とは、まず、どういったサッカー場、サッカーができる環境がいいかというところの協議を行っております。それとは別の形でサッカーができる場といたしますか、そういうところがどこに、市内の中でどういう形であるかというか、どういう場所のところで、そこであればサッカーができるという環境をピックアップしている状況になります。

○川上委員

庄内工業団地グラウンドはサッカーのコートは何面ですか。

○健幸・スポーツ課長

サッカーができるコートとしては2面ございます。ただし、正式なサッカーの規格のコートということであれば1面の面積ということになります。

○川上委員

今、学校跡地等を対象に考えておるといことですが、その場合は、それと同等以上の面積含めて機能を持つようなものを考えられていますか。

○健幸・スポーツ課長

学校の跡地等では同等以上という――、正式な、正式なといいますのがサッカー協会の中では推奨されるコートは面積といいますか、幅というのが105メートルの68メートルというのが、一応公式な分として推奨されております。このコート面積が取れるサッカーができる環境ということで検討を行っております。

○川上委員

私が同等以上と言ったのは、卸売市場をつくるために本市のスポーツの環境が悪くなるということではまずかろうと。そういう意味では、学校跡地と言われたんだけど、1面取れればいいっていうことじゃなくって、サブ的に、試合をするところですから、そこでも試合ができるような場面というのが要るんじゃないかと思うわけです。それについては天然芝だとか、人工芝だとかいう考え方も大事だと思います。その上で、私が面積的に検討してはどうかといったのが今の卸売市場、跡地の活用なんですね。相当な広さがありますので、ほかの一定の活用した後にもね、サッカー場はつくれるのではないかと。そもそも卸売市場がサッカー場に来るからサッカーができなくなると。そうであれば、空いた街の中心地域に近いところにサッカー場をつくるというのは筋が通るのではないかというふうに思って述べたわけです。

それでは、交通の問題です。交通アクセスについては、警察協議を今後するというものでしたけど、400台がああ交差点で立ち往生することがないのか心配してるわけですよ。そのところはその後どういう検討したかお尋ねします。

○都市施設整備推進室主幹

まず、現在まだ基本設計の段階でございまして、警察協議まではしておりません。400台ということで、施設整備に当たっては駐車台数の確保をしておりますけれども、全てが一堂に入るというわけではございませんので、また、国道につきましては右折レーン等もございまして、すごい渋滞と言いますか、そういったことは想定しておりません。

○川上委員

乗用車とかワゴンとか軽トラばかりで来るわけじゃないわけですよ。冷凍の大きい長距離で来るようなものもあるわけですよ。しかも今は青果と水産と花卉もありますけど、分かれてるけど、今度は1カ所集中するわけでしょう、交差点で言えば。だから、小さい車だけが交差点を右左折するだけではないわけでしょう。しかも、大きいトラックは朝早くから、本当にもう朝早くから来て待機することもあるわけでしょう。だから、警察協議がまだ進んでないということなんだけど、今後対応させていただきますというのが答弁だったんですよ。3カ月間の間、どういう対応したのかお尋ねします。

○経済部長

ただいまの市場の関係者と設計業者等々も含めまして協議がなされているというところがございますので、車の利用の実態、状況についても、当然どのようなルートでするのが一番安全かと、それから、搬入の時間帯、それから搬出の時間帯、その時間帯においてどのような車両が入ってくるとか、そういったことも含めて今後、設計、協議の中で進めていかれるものと考えております。

○川上委員

車の出入りの問題について、そこが妙な形になって業務に支障が生じるとか、事故が起きるとかというようなことが起こったらまずいわけですから、魚が今の流れの中では来ないということがあるかもしれませんが、そここのところはきちんとしておく必要があると思うけど、いつ協議するんですか。

○副市長

先月30日に、朝6時ごろ市場に行ってきました。そして、市場の会社とそれから卸商組合の理事長と会いまして、いろいろ状況を聞いたら、大型トラックは4時半までに全部搬出しているそうです。6時15分から競りが始まると。競りについては大体小型トラックとかワゴンとかで取りに来てるとということで、そういう状況を聞きまして、今後、警察協議の中でそういうことも含めて話し合いをしたいと思っておりますので、ご理解ください。

○川上委員

それから、3つ目は安全の問題なんですよ。大規模な災害が起きたときにも、可能な限りこの施設の活用ができるようにする必要があるから、もちろん道路とか電気とか、いろんなこと

を検討されてると思うんだけど、この間お尋ねしたのは、やっぱり地盤のことを聞いたんですよ。団地内の日鉄のメガソーラーののりが壊れたじゃないですか。あれは民地なので調べてませんということだったけど、水が流れたから壊れただけなのかね、あるいは西日本豪雨のもうずいぶん前に既に壊れておりましたと。だから、民地だからわかりませんかぐらいでいいのかな、同じ土地なんだから。そこは答弁何て言われましたかね。民有地であることですから調査のほうは行っておりませんというふうに言ったんだけど、主幹が関係部署と協議、調整しまして確認をさせていただきますという答弁ですね。どうになりましたか。

○都市施設整備推進室主幹

現状としてはまだ確認はしていないところです。（発言する者あり）

現在のところ確認等まだしていないところです。

○川上委員

いつするんですか。

○都市施設整備推進室長

新市場のボーリング調査でございますが、現在、23カ所で調査業務を委託するようになっています。そして、年明けの1月いっぱいまで地盤調査の検査が完了するというスケジュールリングを組んでいるところでございます。なお、民有地の被災状況、かなり距離は離れておりますけれども、あののり面につきましては、今の計画では擁壁を整備しようという計画で進んでいるところでございます。

○川上委員

それはわかりました。ちなみに、誰が擁壁をつくんですか。

○都市施設整備推進室長

敷地内の擁壁でございます。（発言する者あり）飯塚市でございます。

○川上委員

日鉄のほうの話をしてるんですよ。日鉄ののりが崩れたでしょう。そこに擁壁をつくっていうふうに関こえたんだけど、それで、だれが擁壁をつくるのかなと聞いたわけですよ。

○都市施設整備推進室長

メガソーラーのほうと私が勘違いしておりました。大変失礼いたしました。

○委員長

結局、今崩れているところの調査はしたか、するかということと、結局それは市としては関係ない、日鉄だからということで、今あなたが言いよるのは、地盤調査してその後そこに入っていくのか、そのところはきちっとはっきりされて答弁されたらどうですか。

○都市建設部長

民有地ののり面の災害箇所につきましては、土地の持ち主である日鉄になるかと思っておりますけれども、そちらのほうで災害復旧をするということになるかと思っております。

○川上委員

じゃあ、さっき擁壁をつくるというのは何の話ですかね。

○都市施設整備推進室長

失礼いたしました。新卸売市場内での敷地内の擁壁でございます。大変失礼しました。

○委員長

そういうことです。ほかにございませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないようでございますので、次に移らせていただきます。次に、新体育館に関して、「新体育館等建設工事設計業務の進捗状況等」について、執行部に説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

新体育館建設事業の進捗状況について、ご説明いたします。

附属機関であります「飯塚市新体育館等建設設計者選定委員会」において特定されました株式会社梓設計九州支社と「飯塚市新体育館等建設工事設計業務委託」を8月31日に契約いたしております。

株式会社梓設計九州支社との顔合わせは9月6日に終わりました。現在、基本設計を進めているところでございます。

あわせまして、建設予定地であります健幸スポーツ広場の地盤調査業務委託の発注を現在予定しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、「新体育館建設事業の進捗状況」についての説明を終わります。

○委員長

ただいま説明が終わりましたので、新体育館に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

前回特別委員会で質問しておりましたが、高圧線の鉄塔に関しては支障がないかどうか検討してますか。

○健幸・スポーツ課長

敷地の中には高圧線が通っております。ただ敷地の中で体育館を建設する場所につきましては、高圧線を逸れた形で設計をいたしておりますので、そこについては支障がありません。

○川上委員

高圧線の直下には何がありますか。

○健幸・スポーツ課長

現在、テニスコートと健幸スポーツ広場の上を通っております。

○川上委員

それで、これについてはどういう危険があるのか等については検討済みですか。

○健幸・スポーツ課長

高圧線の鉄塔が建っております。鉄塔と鉄塔の間で高圧線の中で、その線の幅、結構ゆれる幅がございます。その中にそういう構造物等々の分については支障があります。それとあわせて、建設中についてはクレーン等々の重機が入ることになろうと思っておりますので、その安全幅を十分とった中で工事が可能と考えております。

○川上委員

その鉄塔は震度何まで対応できるようになってるんですか。

○健幸・スポーツ課長

申しわけありません。そこまで調べておりません。

○川上委員

新体育館は震度何を対応するんですかね。

○健幸・スポーツ課長

震度の数字というところについて、ちょっと今すぐどこまでが安全ということを説明がちょっとできないんですけども、耐震安全性の目標といたしまして、国土交通省の官庁施設の総合耐震計画基準による構造体の基準安全分類の2類、また、非構造部材の分についてはA類、建築設備は乙類というところで安全性を充分配慮する計画といたしております。

○川上委員

建物、新体育館そのものは頑丈につくるけど、倒壊すると危険なものがそばにあるんだけど、その脆弱さについては関心がなかったということなんですね。それで、新体育館は避難所機能を持たせるということなんだけど、その特徴について幾つかの間聞いてきましたけど、水源については、大規模災害発生時の避難所ですからね、あなた方の言ってるのは。だから、電源、それから水源、それから汚物処理等が、食料もだけど、水もあるんだけど、この水につい

てはどういうふうに考えてますか。

○健幸・スポーツ課長

今まさしく設計事務所とそここのところを詰める作業を行っているところでございます。水道につきましても、雨水の利用であったりとかいうことも最初のプロポーザルの提案の中でもございましたし、汚水処理につきましても、地下ピットの建設であったりとかいうところで提案がっております。ただ、そういう設備の費用等の計算等したところで、どこまで今度の新体育館建設の中で組み込めるかというところを、今検討して行っているところです。

○川上委員

大規模災害時の避難所であって、一定長期間の役割が果たすことが期待されるという趣旨なんでしょう。水はどうなんですかね。水は、大丈夫なんですかね。今の話で。

○健幸・スポーツ課長

避難所として新体育館については活用したいというところで計画をいたしております。その際、避難所になった場合にライフラインが遮断されたときに何日持たせるかというところも想定した中での設備の導入が必要になろうかと思っております。その辺を今組み立てているところでございます。

○川上委員

何か最適化債適用ということで床面積を縮小しなければならないという国の一方的な枠組みと、大規模災害対応のための施設としてね、13万市民が安心しておれる、そういう施設にしなければならないということとは矛盾がありそうですね。最適化債で床面積縮小することと矛盾ないですか。

○健幸・スポーツ課長

設備を多く入れるということと床面積の縮小という点については矛盾するところがございますけども、今回の計画の中では、その部分については両方とも矛盾せずに行けるかと考えております。

○川上委員

それは、大規模災害時の対応を縮小すれば、最適化債内の面積縮小の中に収まってしまいますよ。しかし、本気で災害時対応をこの体育館でやろうとするのであれば、新体育館でやろうとするのであれば、しかるべき設計をすればね、必要な面積とか出てくるんじゃないんですか。それは最適化債の枠組みと矛盾が生じると思うけど、そういうことを考えたことないですか。

○健幸・スポーツ課長

先ほど申しましたように、その設備をどこまで見るかというところになろうかと思えます。避難者の数であったりとか、そういったものも関係いたしますし、ただ、体育館建設において、一番の目標は体育館、スポーツするところの整備というところになります。その中でアリーナというところの面積がありまして、その中で、大規模災害にも備えられるものとして活用したいというところになります。そのため、設備についてもその中で十分可能かと思っております。

○川上委員

そうしますとね、私は大規模災害対応の施設としては、一極集中では無理と思うわけですよ。やっぱり地域の住民に身近なところにそれがあるべきだと思います。その発想から言えば第1体育館は避難所だと。それを廃止するわけですから、さっきの温泉浴場と同じですよ。現在利用されているものを廃止するというところについて非常に無頓着なところがあるということで、地域防災計画の中にも位置づけてるものを廃止するということに決めておるわけでしょう。それについて、長い間地域の住民の皆さんとはまともに話をできていない。8月9日でもそういうことやったでしょう。それで、地元の方は第1体育館よりも飯塚片島交流センターのほうが、駐車場が狭いのでどうかしてくださいとかいうような話のほうが先だっていうふうに聞

いておりますという答弁があったけど、その後、飯塚小学校区の地域とはどういう話し合いをしたのかお尋ねします。

○市民協働部長

前回、私のほうから答弁させていただいておりますけれども、言われますとおり、詳細な地元の説明というのは個別には行っておりません。その以降も同様でございます。と言いますのも、今、防災部署におきまして、浸水地域にあります避難所施設そのものの見直しが次年度に向けて行われておりますので、ある一定の報告が出ましたら、担当部署も含めて地域におろす作業が必要かと思っております。言われますように、その視野も含めて説明するのが一番いいんでしょうけども、今そこまで至っておりませんので、今現状としてはそういう状況でございます。

○川上委員

飯塚片島交流センターの駐車場の対策についてはどういうことになってますか。

○市民協働部長

交流センターの駐車場数につきましては、今の現状もああいう形で狭いスペースですので、地域から従前からイベントごとをする場合の駐車場の確保というのは強く要望されておりました。そういった中で、今あります本町駐車場をできるだけ地域の方々に有効に活用していただくような形での対応で今現在推し進めておりますし、災害時につきましてもそのような対応をさせていただいております。

○川上委員

第1体育館が西日本豪雨のときにも活躍した必要な施設であったということは認めるでしょう。にもかかわらず、今なおこの重要な人命にかかわる問題についてね、避難所を廃止するというのに地域とまともに話をしない。なぜしないんですか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:44

再 開 11:45

委員会を再開いたします。

○市民協働部長

先ほどの答弁と重なりますけれども、当然、第1体育館を廃止するまでには、当然次の手立てを打つ必要性がございますので、まだ期間もございます。担当部署としましては、次年度に向けて調整をさせていただいておりますので、当然ながら廃止、第1体育館を使わなくなる前には当然ながら地元の説明させていただきながら、理解をいただくことになると思っております。

○川上委員

なぜ市民の声を聞かないのかと聞くと、聞くべきではないかというふうに聞くと、返ってくる答弁は、時期が来たら説明すると言うんですよ。なぜ市民の声を聞かないのか、聞くべきではないかと言ったらね、時期が来たら説明するというのは、市民の意見を聞かないという答弁なんです。先ほどは、親しまれている温泉浴場の廃止について、市民の意見は絶対聞かないという態度じゃないですか。4回答弁して、聞かないっていうんですから。避難所を廃止される小学校区の地域の住民の皆さんに対しても、もう1年以上聞かないという態度を続けてるんですよ、あなた方。話が決まったら説明しましょうと。そのときは地域防災計画の中から第1体育館を消してるといふ、そういう時期でしょう。そういう市政運営をね、こういう住民サービスの最大拠点になるべきものを扱うのにね、こういう市政運営でいいのかなと。市民は誰でも思うでしょう。

体育館について言えば、もともとしなければならぬ、法律で決まっている耐震診断をサボって、どの程度のことをしたらよいかも明らかにしないまま、市長が任命した検討委員会で

やみくもな、たった73分ぐらいで新しいのつくろうということを決めて、そのときに費用のこと大丈夫かという意見があったらね、お金のことを考えとったらつくれんでしょうっていう議論までしてですよ。それが、この本庁舎がオープンした昨年5月8日その日に答申書が出ると。何の意味ですかね。こういう強引なやり方からは、本当の意味での市民の要求、市民の福祉の増進にかかわっていく公共物をつくり出すことはできないんじゃないですか。必要だと決まっている避難所を廃止する。今まで、そこになければならないという理由がないところにはスポーツ施設を潰して体育館をつくる。こういうやり方で本当に良いのかね、片峯市長、今からでも考え直すべきときじゃないんですか。市長の答弁を求めます。

○委員長

一応、指摘ということで、この意見を聞きたいと思います。（発言する者あり）

暫時休憩します。

休 憩 11:48

再 開 11:50

委員会を再開いたします。

○市長

恐らく、今から移転等して廃止する施設を避難所として今まで指定していたじゃないかと。そこがなくなったときの地域住民の安心安全をどう保障するのかと。そしてまた、どう地域の声を聞くのかというご指摘だと思っております。今、地域防災計画について、新しい計画で見直しをしておりますので、その策定過程において、きちんと地域の声も聞きながら、また、市としてのプランについては丁寧に説明をしながら進めていきたいと思っております。（発言する者あり）

○川上委員

私が質問したのは、今おっしゃったようなことも含めて拙速じゃないのかということですよ。だからね、今からでも立ちどまって、戻ってきたらどうかっていうこと聞けるわけですよ。

○市長

本日、新体育館、筑豊ハイツ、卸売市場、それぞれについてご審議いただいておりますが、これらについてはもうずいぶん前から何とかしなければならないということで、私ども、そして議会の皆さん共同で検討してきたものでございます。必ずや新しい施設がこの地域の将来にとってプラスになるように、現在の計画をよりきめ細かやかに検討していき、すばらしいものにしていきたいと考えております。

○川上委員

私はこの1年にわたって情報を収集し、そして、私が独自に入手した情報も提供し、この道でよいのかという問題提起をずっと続けてきてます。その過程で浮き彫りになったのは、片峯市政の一方的な市民無視のやり方ですよ。しかも、安全にもかかわるようなことを含めて。だから、立ちどまって戻ってきてはどうかということ言ってるわけです。それに対して今の答弁ですから、今後引き続き機会あるごとに、この問題については問題提起もして、立ちどまって戻ってくるように求めていきたいというふうに思います。

（発言する者あり）

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

確認なんですけれど、緊急時のこの体育館の機能についてのご質問がございました。それで確認させていただきますけれど、プロポーザルで提案が出されておりますが、これは資料がもうちゃんと出されておりますので皆さんお読みになってご理解いただいていると思うんですけど、その中で関心を持って見させていただいたのが、私ども議員としてあちらこちらの体

育館も視察させていただいております。そして、今の体育館が災害時の緊急避難場所になっておると。まわりに災害時の緊急対策の施設も完備してきてるところが多くございます。そのような提案が今回されておりますけれど、ちょっと気になったのが先ほどの答弁の中で、体育館をつくっていくけれど、その際に、費用の問題があるからどこまでできるかわからないというような答弁があったように理解しておるんですけど、私としては、この技術提案書が出されております。3つの広場と駐車場との連携で、災害時にも機能を最大限発揮するセーフティアリーナというのが出されておりますよね。私はこの機能は今後大事だと思うんです。現状の体育館にはない機能でございますので、これを体育館を整備するとともに周辺にきちっとした整備をやっていただきたい。ここで提案されてるのは、緊急時の電力、緊急時の水、緊急時の排せつ物の処理、それと、食事をつくるかそういうような設備について記載されております。これは提案に従って、このような設備は整備されていく考えで取り組んでいくというふうに理解してよろしいのでしょうか。なぜならば、過去においてもプロポーザルが提案して企画書が出てきて、いつの間にか設計の中でもものが変わってきた、位置が変わってきたとか、そういうことが多々あっておりますので、言いましょうか、そういう例を。その例は言わなくていいかもわかりませんが、そういうことが行われておりますので、私としては、この技術提案書を見て、なるほどすばらしい体育館ができるんだなど。限られた費用の中で、限られた面積の中で、また限られた周辺の環境の中で、市民の安心安全のためにこういう体育館ができていくんだというふうに理解しておりますが、その考え方に基づいて今後も実施していくということで理解してよろしいのでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

提案書の中で出されましたいろんな設備がございます。先ほどの答弁の中で申しますと、今そういった設備の分について検討を行っております。当然、財源の問題であったりとか、構造的な問題等々ございます。その辺を総合的に考えた中で結論を出していきたいと思っております。基本は、ここに出されてる提案については全て検討は行うというところでご理解をいただきたいと思っております。

○道祖委員

過去において、検討する検討するっていうことを何度も委員会で言って、本会議場であることを質問して、何回もして、検討するというのは何もしないということかということで、旧飯塚でちょっと一般質問で詰めたことがあります。だから、検討するというのは非常に言葉としてはいい言葉でありますけれど、私どもが理解するのは、市民に対してもこういうものができるんだということを言っておるわけでございますので、検討した結果、水はありません、先ほど指摘がありました緊急時に水が確保ができませんとかね、排せつ物ができませんとか。やっぱりいろいろな災害の場面を見ておると、避難所の状況を見ておると、やっぱり水は大切ですよね。そして、今、どうしても水洗化になってますから、どうしてもそのための水が必要だとかいろいろ言われております。そのようなのを見ておると、やはり提案書に提案されてるようなことが必要になってくると思いますので、くどいようですが、ぜひ前向きに検討して実施していただきますようお願いして終わります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。質疑はないようですので、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「請願第15号 飯塚市弓道場に関する請願」を議題といたします。執行部より資料として「弓道場建設に係る概算経費比較表」が提出されておりますので、補足説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

それでは、提出資料の補足説明をいたします。体育館資料1をお願いいたします。

前回の委員会において要求があり、試算いたしました「弓道場建設に係る概算経費比較表」

でございます。

まず上段が、新体育館建設費用のうち弓道場の建設費用の概算でございます。新体育館における弓道場の想定面積を、現行面積895平方メートルから第2次飯塚市公共施設等のあり方に関する基本方針に基づき19.3%削減した722.3平方メートルとし、これに基本計画にございます平方メートル単価を乗じまして工事費を試算しております。委託費につきましては、基本計画の概算費用から按分したものでございます。この合計が3億3852万300円となり、公共施設等最適管理推進事業債を活用した場合の交付税充当額が約1億9555万7千円となり、差し引いた額が新築における一般財源の持ち出し分、約1億4296万3300円となります。

次に、中段が大規模改修した場合の概算になります。こちらは平成30年6月12日の当委員会に提出したものでございますので、説明は省略させていただきます。

最後に、下段が新築した場合の概算でございます。現行面積で新体育館の敷地内に建設した場合には、工事費が現行面積895平方メートルに、平方メートル単価45万1千円を乗じ、4億364万5千円、委託費につきましては、先ほどと同様、基本計画の概算費用から按分し、1581万4千円と試算しております。合計が4億1945万9千円となりますが、補助金等のメニューもないため、この金額がそのまま一般財源の持ち出し分となります。

なお、この金額は新体育館の敷地内に建設した場合の試算で、現在の場所にて建てかえをする場合には解体費や造成費等が別途必要になります。以上、簡単でございますが、資料の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明も含め、全般に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

お尋ねいたしますが、大規模改修した場合の費用が出ておりますけど、この大規模改造工事というのはどの辺まで見ておるのでしょうか。今の建屋を大規模にやるということになれば、射手場というんですかね、射るところの、私見てますけど今、身長が皆さん高くなって、弓を大きく引くわけですね。引いたときに上に当たると。だから、上も改造しなくちゃいけないと思うんですよね、僕はね。そういうところまで見た内容なのか。それと前も言いましたように、今の現状は更衣室が男女別になってない、トイレも男女別になってない、そういう現実なんですよね。だから、そういうものまで含んでこれぐらいの金額になっていくのか、見方によってはまだ大きい金額になる可能性もなきにしもあらずだと思うんですけれど、その辺はどうなんでしょう。

○健幸・スポーツ課長

ここでの大規模改修の単価につきましては、自治総合センターの地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書、この中で出てくる単価を用いております。ですので、どこまでを改修するかというところについて細かく積算したものではありません。よって今、委員のおっしゃったように、今の弓道場については、天井の高さであったり、もう全体的に相当老朽化をいたしているというのが実態かと思っております。ですので、ここの単価でそのまま収まるのかどうかというところについては、ちょっとどうなのかなというところはございますが、今それぞれのところで個別に積算したものではありませんので、ご理解をいただければと思います。

○道祖委員

テレビでリフォームの番組があります。往々にして、柱だけ残して、屋根も少しだけ残して、屋根というか屋根の骨組み。そして、うわっと見たら全部、壁から全てどかしてしまって、基礎からやり直して、見てたら、下手したら新築の費用と変わらんとじゃないかというような内

容の放送を見てて思うときもあるわけなんですけど、そのように、見てるとあそこの建物は大規模改造といったらまさにそんな感じになってくるんじゃないかなと感じますので、この数字が本当に正しいのかどうか、ちょっと疑問に思ったところでございます。ただ自分の感想でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

資料の中で、新設の場合に4億円強という数字が出てるんですが、先日、市長杯があつてお伺いしてきましたが、四角い敷地の中に、真ん中あたりは屋根もなしの部分ですよ。この計算って全部の敷地に対する45万円なりの平方メートル単価を掛けたものという理解のようですが、そうすると、当然ながらここ、かかんないですよ。これに対するやつも乗せて計算しているという理解、それとも実際に建物があるところだけの試算で、この4億円というのが成り立っているんでしょうか。どちらですか。

○健幸・スポーツ課長

今おっしゃられた中の部分、芝が張ってあるところですけども、そこの部分も今回の試算の中では入ったところで試算をさせてもらっております。面積の中にその分を入れているという状況になります。

○江口委員

となると、今の形とは全く違う弓道場という理解でよろしいですか。ただ逆に、今のような形であれば、全然もっと低額に収まるという理解になりますが、そういった理解でよろしいですか。

○健幸・スポーツ課長

新築の場合でございますけども、その場合、中の部分が芝生の場合といいますか、構造物がないというところであれば、この下の中で言えば、その分は安くなるということになります。

○江口委員

当然そういった部分をきちんとやった上で試算は提供すべきだと思いますよ。できましたら次回までにそういった部分も出していただければと思います。

○健幸・スポーツ課長

その分、次回までに、今の建設面積とその分でちょっと試算を行いたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

1点確認ですけれど、以前の委員会ですら言ったことの繰り返しになります。その際に市長と副市長はいらっしゃらなかったもので、この際、また同じことを言わせていただきますけれど、公共施設等のあり方委員会では、施設を縮減するという方針で来ておりますが、例えば今回の弓道場を、現状、適正化債を使って体育館の中に併合していくということになって計画は進んできております。これを弓道場だけを単独で現状のまま維持していくということになれば、公共施設のあり方の方針で出されてた各施設の縮減率を、何%でしたっけ、何割か少なくするという方針で来てたわけですけど、弓道場をこのままし請願のまま、現状の広さもしくはそれ以上のものをつくるということになれば、ほかの公共施設についてももとに戻すという考え方で行っていくのかどうか、その点だけ確認させていただきたいと思います。この点は、今後、各地区で交流センター等が建設されていっておりますけれど、あの施設についてもたしか縮減の対象になっておったというふうに記憶しておりますし、ほかの部分のものについてもその方向であったと思うんですよ。それ、私のちょっと思い違いかもわかりませんが、その方針で来てたと思うんですけど、その点確認をまずさせていただいてね、公共施設は縮減するんだ

と、統廃合の関係やいろいろあって。これまでもそれで取り組んできたはずですけど、それで間違いないのか、それが1つと、そしてこの体育館をつくるために、弓道場を広く新たに適正化債のために一緒にするようになってますけれど、そうじゃなくて単独で請願のとおりして、現状維持もしくはそれ以上のものをつくるとしたときに、弓道場だけが例外になるのか。請願を出せばほかのやつも全て計画と違って現状維持の大きさ、規模等ができるのか、どういう考え方で取り組んでいくのか、執行部の考え方だけきちっと整理して聞かせていただきたいと思います。

○行政経営部長

今のご質問ですけども、まずこの体育館の基本方針の中にもあらわれておりますが、体育館に限らずいろんなほかの施設含めて、全体的に2割ぐらいの縮減を目指しております。これはなぜかという、国全体が今後、1970年代に建てられた建物がもう更新時期を迎えて、今後維持しきれなくなるというところで、国、県、市ともども、そういった形で縮減をなさいたいということで、総合管理計画をつくったところでございます。本市では、合併後すぐそれを取りかかって、第1次実施計画、第2次の公共施設の実施計画をつくって、今、第3次実施計画をつくった中で進めているところでございます。今委員言われますように、全体的に、この体育施設についてもそういう更新時期を迎えたものについては、縮減を図りながら維持していこうということでもありますので、弓道場もしかりでございます。そういった形で今後とも、公共施設については進めていきたいというふうに思っております。

○委員長

よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

市民の議長、市議会への請願は憲法第16条に基づくものであって、議会の意思を表明するわけですよね。当然ながらその意思は執行部によって尊重されなければならないというふうに思います。逆に、執行部ができない、したくないということに請願審査が縛られることはなかろうと思うわけです。そこで、この間、この請願は、現在よりも同等以上の施設整備を求めたいということでありました。これについては、例えば、弓道連盟は現在のスペースから言えば9人立ち以上と、執行部のほうがそれ以下と。もう話し合う余地がないというようなニュアンスのことがあったんだけど、9というところでは一致してるでしょうという話をしました。この間、弓道連盟と市の担当のほうで意見交換がなされていると思いますけど、このことについてはどのようなところに今来ているかお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

これまで数回、弓道連盟の方たちとこの弓道場建設に関する協議をさせていただいております。現状のところ申しますと、今、基本設計を行っております、その中で最初のたたき台と申しますか、そういった形での図面の提示がっております。この中で弓道場はこれぐらいというところが出てきているわけですけども、その中でどれぐらい、先ほどありました6人立ちであったり9人立ちがとれるかというところになるかと思っております。弓道連盟との話の中では、弓道場についてはほかの競技と競技エリアがかぶることがほとんどございません。その動線、途中の共用部分についてはかぶりますけども、弓道場というところに入った時点でほかの競技とはかぶりませんので、その中で諸室の考えとか、そういったものについては、弓道連盟の皆さんの声をいただいた中で少しずつ詰めていきたいと思いますという話をさせていただいております。最初のテーマでありました6人、9人の話でも、弓道場の場合、弓道場の作り方としては、南向きに矢を射るほうがよいとされているということでした。当然、最初の図面についてもそういう形で設計をしておりました。ただ構造的にその場合で言えば、そこに入る通路というのが必要になってきますので、ただ、これを逆さまにして北向きにした場合については、その通路が要りませんと。その通路について弓道場の部分の面積として活用ができますと

言ったような協議もさせていただいております。その中でそういう形が正式にとかあれば、横幅の問題ですけども、今とほぼ同じぐらいの長さというか、これは当然、今が9人でできますので、それに近い形で射ることが可能というところで1個ずつ協議を進めさせていただいているところでございます。

○川上委員

ほぼ問答無用というところから、弓道連盟の皆さんと協議をすると。要求の方向で協議をするというスタンスが見えたことが重要と思うんですよね。そこで、ちょっと質問だけど、北と南、南に向かって射るほうがよいとされるが、今回は北に向かって射るような設計にすれば、9人立ちが見通しが出てくるという話なんだけど、北南の関係はどういう事情ですか。

○健幸・スポーツ課長

公式な見解というのは、申しわけありません。わかっておりません。ただ、連盟の方から聞く分では、南向きの場合であれば冬場が、射るところというか、そのの矢を射るところですけども、そこが冬場とか寒いということのご意見はいただいております。

○川上委員

そうすると、新体育館であれば、そのところは関係がないという判断なんですか。いや、そういう考慮が必要でなくなるということかと。

○健幸・スポーツ課長

今回の分については、そういうことも考えられるというところでの今協議を行っているところでございます。

○川上委員

いずれにしても、連盟、弓道家の人たちの方向で努力が始まっているということなんですね。そうすると、請願の方向と一致してると思うんです。それから、もう一つは、現実には待機所、射るところの裏で。その面積が狭くなるのではないかと思われるけど、そのところはどうか。

○健幸・スポーツ課長

その分について、前回の協議を行いました。そのとき、弓道連盟からの、先ほど言いました6人とか9人とか横幅の問題というところを主眼に置いたところで設計事務所に当たって、その旨図面をつくっていただいた。で、協議に臨んだというところでもございました。次、奥行きの話になりますけども、そこについては最終的な、今、直近の協議の時点においては、そこまでどれぐらい必要というところまで話が及んでませんでしたので、その分については、設計事務所のほうと、構造的な問題もあると思っておりますので、どこまで下げれるかというところで、それを考えた上で次回協議に臨みましょうというところで前回の協議を終わったところでございます。

○川上委員

今からと。例えば、ここが弓道スペースとすれば、横の壁はどういうことになりますか。現状は、向こうが的とすれば、青天井で気持ちのよい風が吹いてくるんだけど、空気に包まれるんだけど、新体育館の中では、横はどういうことになりますか。

○健幸・スポーツ課長

現段階というところで御承知おきをいただきたいと思います。メインアリーナとサブアリーナの間のところ、2階部分での弓道場設置というところで今検討を行っているところでございます。まだその分が決定したということではございません。ただ、その中で今、委員のおっしゃったどういうふうになってるかということであれば、ちょうどメインアリーナとサブアリーナの壁のところをちょうど弓道場の矢道を挟んであるという状況になります。

○川上委員

現在の弓道場の開放感、静謐さと比較すれば息苦しい、閉じ込められたという感じになります

すかね。片峯市長ね、飯塚市長杯争奪戦が日曜日にありました。私、関係の議員とともに行くということになったんですけど、来賓で伺いまして、ここが委員席、来賓席とすればちょうど副市長おられるくらいのところに選手と呼ぶのでしょうか、高校生とかね、非常に緊迫感のあるきびきびとした空気に包まれて、私もしゃんとしなないといかんと思いうくらいの空気でしたよ。確かに施設は老朽化してるんだけど、的の上には紺色の幕があって、それには飯塚市の市章が2つあって、フツと射る。そうすると、命中するとパーンというんですね。そういうことなんですよ。請願は同等以上の機能を求めるということと同時にこう書いてるんですよ。弓道場は単に弓道者射技の実施にとどまらず、その静謐な雰囲気にも身を置くことができるのが弓道の特質だと訴えているわけですね。だから、いろんな工夫を今、担当課のほうでしているんだけど、現在以上のこの静謐さ、そういう雰囲気の中で矢を射ることできるかということ、これは相当に難しいのではないかと思います。したがって、単体構造ということも考えてもらいたいと請願が書いているのは当然だと思います。そこで、それについては既に新体育館建設にかかわって、最適化債のもともとの対象から弓道場を外しても、最適化債は適用されると、残る部分で。支障はないというふうに私は判断したわけです。

そこで、前回、弓道場を予定しておるんだけど、これを新体育館から外した場合はどれぐらい経費が浮くのかと。試算してくださいという、それを公表してくださいとお願いをしました。きょう、されていてありがたく思ってますけど、その試算はどれぐらい浮くかという報告ではないけども、どれぐらいかかるかということから言えば、1億4300万円程度です。私は、削減額としては3億円ぐらいは削減になるんじゃないかと自分なりに考えて、この間その数字も申し上げました。きょう、一方で大規模改造についての試算額が出ています。市長杯争奪戦をするということになってくると、高校生や個人の競技者が着替えたり待機をしたりする場所が今の施設の中では足りないの、敷物をスペースに広げて、テントを建てたりとかしてるんだけど、雨が降ったりすることもあるわけですね。そうすると、現状でも飯塚市長杯をやるとすれば、施設面積が不足するんですよ。これを耐震含めて大規模改造とすれば、一定のお金がかかるけれども、その数字が現状どおりの数字でいっても2億1400万円という数字が出てるんだけど、先ほど江口議員がよく指摘されたと思うけど、中の矢道のところは計算に入れるのはおかしいですよ。ですから、2億1400万円というけども、実は1億円程度ではないのかと、国の基準から言っても。ですから、新体育館から弓道場を外して削減できる予算で、現在の弓道場をグレードアップしてね、水はけの悪さとかいうのを整備してね、なおかつ立派な大規模改造できるのではないかと。それで、新築ということを考えてもね、視野に入れることもできるのではないかと思うわけです。だから、今回の数字を、江口委員が言われたような点について、もう少し現実的に見直せば、この請願の内容は筋論から言っても、それから財源対策上から言っても、この請願の方向というのは市としては可能ではないかと私はちょっと思うわけです。ぜひ請願を採択してもらいたいというふうに述べて質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

ほかに質疑がございませんので、暫時休憩いたします。

休 憩 12:30

再 開 12:35

委員会を再開いたします。ほかに質疑ありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本請願については、慎重に審査することと継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、長い時間本当にありがとうございました。経済・体育施設に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。